

北海道告示第11544号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年11月28日

北海道知事 鈴木 直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先	補助金等の交 付に関する権 限の委任	摘 要
<p>1 生活交通路線維持対策 事業費補助事業 地域の生活交通として 必要な地方バス路線の維 持・確保を図るため、そ の運行に要する経費等に ついて、予算の範囲内で 補助する。 ただし、地域間幹線系 統確保維持事業及び国の 補助事業の対象となるも のを除く。</p>					—		—	
<p>(1) 広域生活交通路線維 持費補助事業</p>	<p>乗合バス事業 者であって、次 の要件の下で広 域生活交通路線 を運行する者 (公営バス事業 者を除く。) (1) 総合振興局 等協議会にお いて地域住民 にとって必要 と認められた 運行サービス の提供ができ</p>	<p>広域生活交通路線の運行事業 に要する経費のうち、北海道生 活交通路線維持対策事業費補助 金交付要綱(令和5年10月30日 付け交通第394号。以下「生活交 通補助要綱」という。)第7条 に規定する額。ただし、生活交 通補助要綱第8条に規定する額 を限度とする。</p>	<p>生活交通補 助要綱第10条 第1号の系統 にあつては、 2分の1以内 (同号ただし 書の系統にあ つては、4分 の1以内) 生活交通補 助要綱第10条 第2号の系統 にあつては、 3分の1以内</p>	<p>総政第34号様式 その他別に指示 する様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 令和5年 11月30日 提出先 総合政策 部交通政 策局交通 企画課</p>		<p>実績報 告は要し ない。</p>

	ること。 (2) 広域生活交 通路線の運行 において十分 な安全性等の 確保ができる こと。							
(2) 市町村生活バス路線 運行費補助事業	市町村生活バ ス路線におい て、道路運送法 (昭和26年法律 第183号) 第79条 の規定により登 録を受けて運行 を行う市町村	市町村生活バス路線の運行事 業に要する経費のうち、生活交 通補助要綱第15条第1号に規定 する額	10分の1以内	総政第35号様式 その他別に指示 する様式		提出部数 1部 提出期限 令和5年 11月30日 提出先 総合政策 部交通政 策局交通 企画課		実績報 告は要し ない。
	市町村生活バ ス路線におい て、道路運送法 (昭和26年法律 第183号) 第4条 第1項の規定に より許可を受け て運行を行う乗 合バス事業者 (当該市町村生 活バス路線に係 る市町村が、当 該市町村生活バ ス路線に係る補 助対象期間にお ける経常費用か ら経常収益及び 生活交通補助要 綱第17条の補助 金の交付額を減 じた額に相当す る額を当該乗合 バス事業者に補 助することを要 する。)	市町村生活バス路線の運行事 業に要する経費のうち、生活交 通補助要綱第15条第2号に規定 する額	10分の1以内	総政第36号様式 その他別に指示 する様式		提出部数 1部 提出期限 令和5年 11月30日 提出先 総合政策 部交通政 策局交通 企画課		実績報 告は要し ない。

<p>夕張市財政再生支援バス運行対策費補助事業</p> <p>夕張市の財政再生を確実に進めるとともに、市民生活や地域経済に与える影響を最小限にとどめ、地域住民にとって必要不可欠な生活交通を確保するため、その運行に要する経費について、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>乗合バス事業者であって、次の要件の下で夕張市生活交通路線を運行する者</p> <p>(1) 総合振興局等協議会において地域住民にとって必要と認められた運行サービスの提供ができること。</p> <p>(2) 夕張市生活交通路線の運行において十分な安全性等の確保ができること。</p>	<p>夕張市生活交通路線の運行事業に要する経費のうち、夕張市財政再生支援バス運行対策費補助金交付要綱（令和5年10月23日付け交通第379号。）第4条に規定する額。ただし、同条ただし書に規定する額を限度とする。</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>別に指示する様式</p>	<p>—</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和5年11月30日 提出先 総合政策部交通局交通企画課</p>	<p>—</p>	<p>実績報告は要しない。</p>
--	---	---	---------------	-----------------	----------	--	----------	-------------------